

第2子以降の保育料を無償化しています

子育てにかかる経済的負担の軽減や国が掲げる共働き・共育での推進のため、
第2子以降の保育料を無償化しています！

【対象となる児童】

認可保育所等や認可外保育施設*を利用している最年長の児童を第1子としてカウントし、認可保育所等を利用している第2子以降の児童の保育料が無償化されます。

※市独自の制度として、令和6年度（2024年度）から認可外保育施設（都道府県知事に届け出ているものに限る。）も加わりました。

	令和5年度まで（2023年度まで）	令和6年度以降（2024年度以降）
小学生以上	小学生以上はカウントの対象外（変更なし）	
認可外保育施設	認可外は第1子カウントの対象外	第1子カウントの対象となります。
認可保育所等	第1子カウントの対象となります（変更なし）	

【例】小学生、5歳、2歳の子どもがいる場合

	利用施設	判定	
第 1 子 (小学生)	カウントの対象外		
第 2 子 (5 歳)	認可外 保育施設	第 1 子として カウント	3 ～ 5 歳のため無償 (上限あり)
第 3 子 (2 歳)	認可保育所等	第 2 子として カウント	無償

【手続きについて】

特段の手続きは必要ありませんが、市外の認可外保育施設を利用している場合など、市で把握できない場合もございますので、詳細はお問い合わせください。
なお、ご家庭の状況に変更があった場合などは速やかに保育課または各施設までお知らせください。

問合せ先
鎌倉市こどもみらい部保育課
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号
電話：0467-61-3892 FAX：0467-25-2319
kodomom@city.kamakura.kanagawa.jp